

令和7年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和7年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 募集の背景及び趣旨

令和4年、西九州新幹線が武雄温泉駅から長崎駅まで開業し、武雄市は西九州エリアの中心に位置するだけでなく、新幹線などの鉄道や高速道路などあらゆる交通網の結節点となった。それに伴い、様々な方面から人が訪れ、人やモノが交流する拠点『西九州のハブ都市』としての存在感が高まっている。

また、近年では市立図書館の指定管理、教育DXや官民一体型学校の導入といった教育改革、高校生まで続く医療費助成、こども図書館や競輪場公園のオープン、インクルーシブ公園の整備など子育て環境に力を入れており、特に子育て世代から選ばれるまちとなるよう移住定住施策に取組み、情報発信を行っている。

一昨年、メインターゲットは北部九州（長崎県、福岡県）に在住する子育て世代とし、武雄市の課題等に基づいた戦略で広報展開するために、強み・弱みを分析した「武雄市移住定住に関する事業計画書（令和5年度～令和9年度）」（以下、事業計画書という。）を作成した。

今年度からは、お結び課として移住定住施策を推進していくにあたり、メインターゲットである北部九州（長崎県、福岡県）の子育て世代に加え、婚姻前の世代も意識した広報宣伝が必要である。

今回は事業計画書の見直しを含め、事業を実施していくことで、本市への移住定住を促進していくことを目的とする。

4. 業務内容

本業務は、事業計画書に基づき、その内容は以下の通りとする。

- (1) コンセプトの見直し
- (2) 移住支援サイトやインターネット等を活用したプロモーション
- (3) コンテンツ制作
- (4) 移住・交流セミナーの企画・運営
- (5) 仕事や働く場に関すること
- (6) 上記(1)(2)(4)(5)に係る効果測定

5. 業務の詳細

- (1) コンセプトの見直し
 - ① 本事業における令和5年度及び令和6年度の実績について検証し、事業計画書の見直し、必

要に応じて修正を実施すること。

なお、検証を行うため、令和5年度及び令和6年度の武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務完了報告書については参加資格を有した場合に提供する。

- ② 従来の移住定住に係る広報宣伝業務に、お結び事業を加味した実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画、スケジュール等）であること。
- ③ 実施計画の策定に当たっては令和9年度までの事業展開がイメージできるものとする。

(2) 移住支援サイトやインターネット等を活用したプロモーション

- ① 各種メディア、SNS等を使った戦略的な情報発信の実施。情報発信の手法については問わない。また、複数の媒体の組み合わせも可であり、最適と考えられる媒体等を選定の上、提案すること。
- ② 情報発信において、アカウントが必要な提案を行う場合、新規で立ち上げるか、武雄市の既存アカウントを利用するかは、目的に沿い、効果的・効率的なものになるようにすること。

(3) コンテンツ制作

- ① 動画等を制作し、本業務での情報発信における武雄市への移住定住のプロモーションを実施すること。
- ② そのほか、動画等の制作以外にもプロモーションに有効だと思われる方法等があれば、提案すること。

(4) 移住・交流セミナーの企画・運営

- ① セミナーは2回程度開催することとし、オンラインまたは対面の手法は問わない。オンラインの場合、使用する配信ツールについては、受託者が提案すること。
- ② 参加者募集や出演者（ゲスト及びファシリテーターなど）の手配など、開催当日までの業務計画を示し、内容について本市の確認を受けた上で実施すること。出演者については、本市と協議した上で決定することとし、出演者には謝金及び交通費（発生する場合のみ）を支給すること。

(5) 仕事や働く場に関すること

上記(1)～(4)のいずれかに含めて、または新規事業として、最低1案以上提案すること。

- (例)
- ・Webサイトにおいて、武雄市から通勤圏内の企業紹介【(1)と合わせた事例】
 - ・武雄で働く人のインタビュー記事の掲載【(2)と合わせた事例】
 - ・武雄での仕事をテーマにした、移住交流セミナー【(4)と合わせた事例】

(6) 上記(1)(2)(4)(5)における効果測定

6. 業務のスケジュール

前項、5. 業務の詳細の各項目及び全体的なスケジュール、作業項目等を示すこと

7. 成果品

- (1) 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務報告書（A4版）1部
- (2) 武雄市移住定住に関する事業計画書（令和7年度～令和9年度）
- (3) 上記（1）（2）及び報告書に係るデジタルデータ

8. 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権は、武雄市に帰属する。本業務のために収集した資料等は全て武雄市に供与し、その利用、再編集は武雄市が自由にできるものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
- (3) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、武雄市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 秘密の保持

- (1) 受託者は、この契約に基づく業務の遂行に関し、知り得た秘密・個人情報を履行中はもちろんのこと履行期間終了後においても、これを他に漏えいし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58条）」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

10. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が武雄市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに武雄市にその状況及び内容を書面により報告し、武雄市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、武雄市は一切の責任を負わない。

11. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、武雄市が提供することが可能な資料等は、武雄市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに武雄市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど武雄市の指示に従った処置を行うこととする。

12. その他の留意事項

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務のすべてを再委託することは禁止する。ただし業務の一部を再委託することは構わないが、その際は提案時に可能性も含めて説明すること。
- (4) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (5) 本業務のための収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と受託者とが協議して決めるものとする。

13. 担当部署

武雄市 企画部 お結び課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話：0954-27-7231、メール：omusubi@city.takeo.lg.jp